



資料 2

企 第 96 号

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

遊佐町長 時 田 博 機



自然公園内における風力発電施設の新設許可申請に関する
意見について (回答)

平成27年9月28日付け、庄総環第448号で照会ありました標記の件に
つきまして、下記のとおり回答いたします。

記

特に支障なし

なお、理由、附帯意見については別添のとおり

遊佐町 企画課 観光物産係 太田
〒999-8301 遊佐町遊佐字舞鶴 211
TEL:0234-72-5886 FAX:0234-72-3315
E-mail:kanko@town.yuza.yamagata.jp



〈別 添〉

【理 由】

- ・遊佐町環境基本計画では「エネルギーの地産地消によるまちづくり」を基本目標の一つとし、施策の展開方向を再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進としている。
- ・遊佐町環境基本計画の目標実現のため、より具体的な方向性を示すものとして遊佐町エネルギー基本計画再生を策定し、町民、事業者と町との協働によるエネルギー導入、エネルギー利用による地域の活性化、災害に強いまちづくりの構築、省エネルギーの推進を図ることとしている。
- ・当該風力発電施設の建設地は、遊佐町風力発電施設建設ガイドラインにおける風力発電施設建設可能な区域に指定されている。
- ・比子下モ山地区、服部興野地区、青塚地区、白木地区における環境影響評価準備書の内容についての住民説明会では特段反対意見はない。

ただし、以下の点に十分に留意されたい。

- ・平成27年3月27日付け、地第632号 環境影響評価準備書に係る意見の回答のとおり、想定される環境への様々な影響について、十分に配慮、適切な保全対策を講じていただきたい。
- ・すでに確認されている埋蔵文化財の包蔵地ではないが、出土品があった場合には遊佐町教委育委員会に連絡のこと。
- ・各種許可申請や届出について関係機関と調整のこと。



地 第 632 号
平成27年 3月27日

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

遊佐町長 時 田 博 機



環境影響評価準備書に係る意見について（回答）

平成27年2月23日付けみ自第701号で照会のありましたこのことについて、環境保全の見地から下記のとおり回答します。

記

- 1 騒音、低周波音の影響及び景観への影響について、特に騒音、低周波音の現況把握と影響予測に引き続き配慮し、地域住民への十分な説明や協議に努めること。また、影響が予測される場合は、必要に応じて個別の追加調査等により基礎データを収集し、適切な保全対策を講じること。
- 2 この区域内は有数の砂丘地帯であり、かつ砂防林として住民の生活に欠かすことのできない重要なクロマツ地帯であることから、これらに配慮するとともに、海浜部の植生や動物の生態系への影響に配慮されたい。特に動物に係る事後調査を徹底し影響が予測される場合は適切な保全対策を講じること。
- 3 資材搬入車両が走行する地区内での騒音・振動の低減および住民の安全対策ならびに資材搬入路周辺の自然環境への影響に十分配慮すること。
- 4 事業の実施にあたっては、遊佐町環境基本条例、遊佐町環境基本計画の趣旨を踏まえ、環境影響評価準備書の「第7章環境の保全のための措置」および「第8章事後調査」を遵守し、自然環境や風車の影などに十分配慮した環境保全措置を講じること。
- 5 今後も必要に応じ、地域住民への聞き取りや定期的な情報交換の場を設定するとともに、個別の追加調査等により環境影響の低減に資するための十分な対策を講じること。



遊佐町告示第 107-2 号

遊佐町風力発電施設建設ガイドラインについて次のように定める。

平成 21 年 9 月 24 日

遊佐町長 時田 博機

遊佐町風力発電施設建設ガイドライン

1 ガイドラインの目的と役割について

現在、石油・石炭など化石から生み出されるエネルギーは人々の生活にとって不可欠なものになっています。しかし、日本国内ではこれらのエネルギー資源をほとんど確保できず、海外からの輸入に頼っている状態にあり、それらの化石エネルギーの燃焼による二酸化炭素の排出も、また、地球温暖化の大きな要因として地球的な規模で問題になっています。これらの社会的状況を背景に、わが国では平成 9 年に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づき、「新エネルギー利用等の促進に関する基本方針」が閣議決定されました。

この基本方針において、地方公共団体は、環境の保全に留意しつつ住民の理解を得て、自らが施策の担い手となり、地域住民・事業者による新エネルギー利用等を積極的に推進することを求められています。一方、遊佐町では平成 12 年度に、遊佐町地域新エネルギービジョンを策定しました。このビジョンの中で、風力発電、太陽光発電など地域で導入可能な新エネルギーについては、民間事業者への支援を含めて積極的な取り組みを行うものとしています。

本ガイドラインは、以上の社会経済状況や国の基本方針を踏まえて、遊佐町内において風力発電等の施設を建設する事業者（以下「事業者」という。）が、当該事業の実施にあたり、騒音や電波障害、景観への配慮や地域住民との調整など環境と景観の保全及び住民生活への影響の観点から自主的に遵守すべき事項や調整手順を明らかにしつつ、関係法令などの事前協議を行ない、風力発電の導入の促進と地域の振興を図ることを目的とします。

2 ガイドラインの対象となる風力発電施設

このガイドラインの対象となる風力発電施設とは、本町において風力発電の施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備とし、新設、増設、又は大規模な改修をする場合を対象とします。

ただし、発電規模が 100kw 以下（または風車の高さ 35m 程度）の施設については対象外とします。なお、大規模な改修とは、改修に係る施設等が全面的に機種の変更や景観等に大幅な影響を与える場合（風車の羽の着色変更など）を言います。

3 風力発電施設を建設する際の基準

住宅等との距離

住宅等からは300メートル以上離れること。(住宅等には、学校、幼稚園、保育園、病院などの文教施設、保健福祉施設等を含むものとする。また、住宅等との距離とは、風車におけるタワー基礎部分からとする。風車の頂上の最高部までの高さが100メートルを超える場合は、住宅等との距離はその高さの3倍とする。)

騒音

当該風力発電施設から最も近い住宅などにおいて、山形県の騒音に係る環境基準値内(昼間で55dB以下、夜間で45dB以下)であること。

低周波音

当該風力発電施設から最も近い住宅などにおいて、環境省「低周波音問題対応の手引書」(最新版)の物的及び心身に係る苦情に関する参照値未滿となるよう配慮する。

電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないか、発生する場合は、解消可能であること。

自然環境

環境影響評価を行い、動植物への影響について十分配慮すること。

景観

関係行政機関や建設地から半径500mの住民及び隣接する集落の住民に説明を行い、合意を得ること。

光害

事業者は風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住宅及び動植物への光害が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする。

文化財

事業者は風力発電施設などの建設にあたって、建設の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

4 建設可能な区域(別紙図面による)

ガイドラインの対象とする区域は町内全域としますが、各種法的規制や環境保全等を勘案の上、風力発電施設の建設が可能な区域を、建設が好ましくない区域を とします。付帯施設については、別に協議するものとします。

ガイドラインを遵守して、調整手順を踏んで建設が可能な区域

上記の区域は、海岸線から内陸部に概ね500メートルまでの区域

建設が好ましくない区域

上記の 区域以外の全区域

【平野部や山間地を建設が困難な区域とする理由】

1. 鳥海国定公園内はもちろん、シンボルといえる鳥海山眺望など重要な視点からの景観に配慮
2. 庄内平野の美田景観への影響を考慮
3. その他、周辺からの景観に配慮

5 ガイドラインによる調整手順

事業説明

事業者は、風力発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、関係住民や公的機関や関連団体に事業説明するものとする。

環境影響評価の実施

事業者は風力発電施設などの建設にあたり、ガイドラインの基準3を遵守の上、「NEDOのマニュアル」に基づき環境影響評価を行い、その結果を住民及び関係団体等へ説明するとともに、町へ提出するものとする。

風力発電施設建設に係る届出

建設計画が明らかとなった段階で、風力発電施設建設に係る届出書（様式1）を町に提出する。

庁舎検討会

計画は、庁舎内検討会で検討する。また、住民等（環境審議会、町議会、有識者等）の意見を聞くことがある。

事業説明結果などの報告

事業者は住民説明会の実施結果について、随時報告すること。また、関係法令に基づく協議状況についても報告すること。

想定される公的な法規制は以下のとおり。

風力発電施設建設に係る法制限

法規	内容
建築基準法・同施行令	高さが15m以上の工作物の建設にあたっては、町を經由し、県に申請書を提出し、県の確認を受ける
道路法	車両制限令で定める最高限度を越える特殊貨物の運搬
	町道 地域生活課
	一般国道 庄内総合支庁建設総務課 一般国道 建設省河川国道事務所（指定区間）
河川法	河川区域内での建設、または一時的な占有や車両の運行を行う場合、河川管理者の許可が必要
道路交通法	車両の積載重量、大きさもしくは積載方法の制限を越える運搬
	許認可 出発地警察署長
	道路の使用 所轄警察署長
電波法	電波障害防止地域に建設する場合（31m以上）は総務大臣に届出
航空法	風車の最高点が60mを越える場合は同じ高さのポールを設置
	昼間障害標識及び低光度航空障害灯（不動灯）、中光度航空障害灯（点滅灯）の設置が必要
	国土交通省航空局電気機械課との調整を要する
消防法	建材：使用する場所により難燃性や不燃性が定められている

	蓄電池：蓄電池の規模により許認可が必要
騒音規制法	騒音規制地域で特定建設作業を施工する場合は、工事開始前に遊佐町長に届出
振動規制法	騒音規制地域で特定建設作業を施工する場合は、工事開始前に遊佐町長に届出
森林法	民有林、公有林内の建設で、開発面積が1haを越える場合、県知事に許認可の申請
砂防法	砂防指定区域内での建設は、県知事、または、所管土木事務所所長に許認可の申請
地滑り等防止法	地滑り防止区域での建設は、知事に許認可の申請
自然環境保全法	原生自然環境保全区域、自然環境保全区域、環境緑地保全区域
文化財保護法	建設時に遺跡と認められるものを発見した場合は、書面で文化庁長官に届出
農地法	農地または、採草放牧地に建設する場合 4ha以下 県知事 4haを越える場合農林水産大臣に転用の許認可申請（窓口は農業委員会）
農業振興地域の整備に関する法律	農用区域内に建設する場合は、市に申し出を行う
国土利用法	規制区域内での許可の内容を変更する場合は、町を経由して知事に許認可申請
都市計画法	都市計画地区内で規定の条件を満たしていない場合は知事に許認可申請
自然公園法	特別地域、特別保護地域、普通地域に分類して許可が必要
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域での水域の占有は、港湾管理者の許可が必要
漁業漁場整備法	漁港管理者の許可
海岸法	海岸保全区域で工作物を設けて占有する場合は海岸管理者の許可が必要
港則	港内における船舶交通の安全のために強力な灯火を使用してはならない
航路標識法	線路標識と誤認されるおそれのある灯火を使用してはならない
漁業権	漁業権は物件とみなし、土地に関する規定を準用する

6 工事完了後の調査と対処

ガイドラインの基準について、工事完了後に調査を行い、結果を町に報告すること。事業者は影響が回避できない場合には、町の関係各課と協議して改善の措置を講ずるものとする。また、影響が甚大で復元が困難として計画の変更、中止が求められた場合は必要な措置をとるものとする。事業者は建設後に、紛争等が発生した場合は誠意を持って、適切かつ、迅速に対処するものとする。また、状況について随時、町に報告するものとする。

7 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととします。

遊佐町管内図

遊佐町風力発電施設建設ガイドライン図面

凡		例	
①		建設が可能な区域	
②		建設が好ましくない区域	

